

平成19年度第3回総合セキュリティ対策会議
(平成19年10月31日)

発言要旨

【事務局説明】

事務局より、出会い系サイト等に係る児童の犯罪被害防止研究会について説明。

【委員報告】

委員より、ホットライン運用ガイドライン検討協議会の経過について報告。

- 違法情報だが、警察側の判断と一致させるのか、もう少し広くとらえるのか一つ論点になる。出発時は、実務上の処理を容易にするため一致させているが、その辺は整理をしても良いのではないか。
- 違法情報の幅の設定、特に警察庁の違法情報の判断がどのようなものと処理しやすいかということか。
- ホットラインセンターの在り方をどう考えるかの問題。センターを生み出した当会議（総合セキュリティ対策会議）は、センターの規模や警察等を含めた国全体にも目配りしながら作った経緯がある。この点、今後の枠組みで検討すべき点があれば議論してはどうか、ということ。
- 事務局： 違法情報は8類型が設けられているが、この類型以外へ拡大をしていくという話ではなく、この類型に該当するか否かの判断が微妙なものの扱いをどうするかという感じか。
- そのとおり。類型は動かさず、類型の該当性についてということ。
- 事務局： 今は、8類型への該当性が明確ではなくても、その蓋然性が高いものは、有害情報の3類型の方に整理される。
また、違法情報は、後に削除を依頼することになるが、削除依頼された側で迷うことのない形かどうかも大事なのだと思う。したがって、警察の判断とホットラインセンターの基準が同じである必要があるか否かの議論については今述べた点も踏まえ、この場で議論いただければと思う。
- 今の話は、警察が考える違法な範囲と、ホットラインセンターが判断する範囲が違う可能性があり、そのずれを積極的に縮めるべきか、現状認識で認めていくかという話なのか。
- ホットラインセンターから警察への通報や削除依頼をスムーズにする点を考えてガイドラインを作っていくのか、あるいはホットラインセンターで考えるものと警察で考えるものに一定の相違が存在することを前提に作っていくのかという点の話。

- 前者が非常にスムーズに運ぶのは当然の話。後者は、官民連携の制度の中に情報が集まることになり、国民にとっても望ましい部分があるのでは。
- ホットラインセンターの役割などを考えると、警察とホットラインセンターの考える範囲の整合より、一般国民から見た違法の範囲に一致させては。現実に法的な差があったとしても、差があることが問題として浮かび上がるのではないか。
 - ホットラインセンターの運用で感じるのは、どこが違法か有害かの境目が難しい部分があること。スタートの際は、何でも放り込んで有害情報にするのではなく厳格に扱ってきた。今後は、コンセンサスを得て、違法情報に当たらないグレーな部分を有害情報としてフォローできると良いと思う。
 - 今回のガイドライン検討は、警察庁の総合セキュリティ対策会議で検討してきたホットラインセンターの枠組みの話ではなく、判断基準であるガイドラインの見直しに尽きる話。

実態として寄せられた通報内容を、今のガイドラインと比較して追加すべきかどうかの検討がまず先で、それを踏まえてガイドラインの見直し、つまり実務上のスムーズな処理の検討を進めていくことになると思う。

それと、削除要請に応じない問題のケースとしてプロバイダという言葉が多用されるが、ごく一部のプロバイダやサイト管理者が対応しないというケースであり、その辺の言葉遣いも注意する必要がある。

【委員説明】

Winny を利用した著作権侵害に関する現状の再整理等について、著作権団体、ISP側の双方から被害実態、現状の取組み、今後の方向性等について説明。

- P2Pネットワーク実験協議会について説明いただきたい。
- P2Pネットワーク技術は、高品質、大容量の映像コンテンツの配信方法としては有効性もあるが、コンテンツ保護、課金問題、認証問題など課題も多いため、検証のために具体的な実証実験を行うことを目的として、本年8月9日に設立された。
主な協議会会員は、プロバイダ事業者、コンテンツ事業者、認証関係の会社等が参加しており、産官学で連携しながら進めている状況である。
- 権利者団体側の被害実態は、6時間100億円という非常にセンセーショナルな数字だったが、額の算定方法を少し詳しく教えて欲しい。
- 基本的には、コミック等の平均的な金額にタイトル数を掛けた数字。
- 6時間と100億円を見た場合、12時間なら倍と単純に思ったが、あくまでも調査時間が6時間という理解か。また、その6時間に出回ってい

たもののタイトル数を出し、想定単価を掛けたという理解で良いのか。

○ そのとおり。

【事務局説明】

事務局から、これまでの論点整理として、方向性の整理、考えられる対応策の例について説明。

- P2Pに関して委員説明で帯域制御の話があったが、それはこの対応策の中、例えば送信防止措置等に含まれるのか
- 事務局： 帯域制御の関係は、インターネット利用者の機会の公平性の観点からの措置と考えられるので現時点では明示的には書いていない。ただ、付随的な効果としてWinny等による著作権侵害の防止という側面もあると思うので、その点について御議論いただきたい。
- 原理的に、帯域制限はWinny等による著作権侵害の防止のためではないのだろうが、具体的に効果のある対策として委員から報告いただいたもと受け止めた。有効な対策の一つととらえたが、必ずしも対策に盛り込まなくても良い。
- 著作権侵害が起きているソースは、例えば音楽の場合、正規流通コンテンツ上の被害なのか、コンサート等で違法録音された楽曲の流通なのか。また、コピープロテクトのような技術は、実用段階ではないのか、それとも実用ベースで弊害や問題があるのか。このコピープロテクト等の議論を抜きに、流通過程だけで著作権侵害防止を議論しても足りないのでは。
- 一部はコンサートの盗撮的なものもあるが、ソースの多くはCD等の正規のもの。コンテンツホルダーの権利と、中の原権利者（作詞・作曲者等）の権利は別のものなので、原権利者からすれば音源の差、つまりソースの正規・非正規とを問わず、不正に使われたものが違法、侵害となる。
コピーコントロール等の技術の議論については、実は原権利者は物を持っておらず、コンテンツホルダーによって決められることになる。また著作権侵害を考えるのなら、コピーコントロールは著作権侵害防止と即イコールではない。
- 映画に関して言えば、コンテンツホルダー、家電業界、PC業界等で盗撮防止や、P2P防止というコンセプトで技術研究がされている。
- コピーコントロール等の不正防止技術というよりは、デジタルライトマネジメントとして課金連動させることも考えており、許諾コード等をコンテンツの中に埋め込むといったアプローチに移ってきている。
- 1点目は、被害金額を算出するのは非常に難しいように思うし、単純に2倍できそうな6時間という形ではなく、もう少し客観性が必要では。

2点目は、資料8について気になったことだが、P2P技術が悪くないというのはそのとおりだと思うが、一方、Winnyは必ず不特定に再放流する機構である以上、使うことも同罪だと激しく責める人もいることは事実なので、書き方、考え方は多少注意が必要だと思う。

3点目。資料10で対応策の例があるが、それぞれが非常に重要で大きなテーマだと思う。報告書としてまとめる時点では、完全とは言えなくても、ある程度具体的なグループによる検討等を書かないと、一般論だけでその先が示されないことにもなりかねないので、マイルストーン的なものは考えておく必要があるのかと思う。

- 最後の発言の部分だが、著作権侵害に対してこの会議で方向性を議論するのは当然かと思うが、具体的にどういう組織でやるかについては、関係する業界での話でもあるので、そこまで踏み込む必要はないかと思う。

それと、帯域制御についての問題は、コスト負担と利用の公平性の観点からやむを得ず導入しているのが現状。また、帯域制御をアプリケーションごとに見るとなると、ある意味で通信の検閲ともとらえられかねず、重要な問題である。サービスレベルの維持という観点も含め、通信業界として帯域制御のガイドラインの検討を始めているので、この会議で対応策として検討する必要はないと考えている。

- ISP側の話の中心部分が帯域制御だったので対応策としての繋がりを聞いた。採り得る手段の柱にするという気はないし、通信にかかわる重要な問題だという認識の上で述べたに過ぎない。

- 著作権侵害の被害額の算定について発言があったが、著作物という抽象的な価値を持つものを、どこまで著作物と呼ぶかということで20年も30年も議論をしてきた。音楽の場合も、一つのセンテンスの一番小さい著作物は何かを議論して破綻した。したがって単純な基準を立てるのは非常に難しい。そのような中で、金額的な指標を出す場合、説明したものが一つの限界。著作物は抽象的でまさに価値そのものなので、質と量の判断になると、もし技術的に算出可能なものがあるなら逆に教えて欲しい。

- 画質が下がったら価値がないというような問題になると非常に難しいことは承知している。その辺の表現の仕方は今後議論していく課題だと思う。

また、検討会の中身も含め、この場で全部決めるものではないと思うが、一つ一つが大事なテーマなので、ただ単に意見表明にするだけではなく、施策として結びつけて行ければ大きな活動になると思って述べたもの。

- 今回のテーマを著作権侵害に限るという点については良いと思う。著作権保護は国際的な課題だし、著作権侵害は違法行為なので対策を講じる。そのために、情報収集、教育、官民連携、特に権利者団体との連携等の資料に書かれていることはどんどんやれば良い。

しかし、もう一つこの会議の機能として、警察との関係で改善すべき課

題や、IPアドレスから発信者情報を割出す仕組みといったネットの匿名性の課題等もあるので、これらも課題として検討できればと思う。

- 著作権侵害を行っているユーザのIPアドレスまではプロバイダで補足可能だと思うが、検挙された特定ユーザは普通のアクセスサービスを利用していたのか、あるいはネットカフェ等を利用していたのか、分かれば教えていただきたい。ファイル公開者を特定するツールを開発しても、行き着く先がネットカフェや公衆無線LANではそこで終わってしまうのではないか。
- 事務局： どちらかはにわかには分からないと思う。確かにネットカフェ等を利用したネット上の犯罪行為は犯人の特定が困難な場合があるが、リアルワールドでの捜査手法を組み合わせると割り出し、被疑者の検挙に結びつけている。逆に言うと、最終的にネットカフェにたどり着いてもどうしようもないというわけではない。
- 犯人検挙ではそうだと思うが、悪質な利用者に対して送信防止措置等を行う際、本当の加害者に対する措置なら問題ないと思うが、ネットカフェや踏み台にされているネットワークだった場合、見当違いの措置になる。したがって、例えば高度な通信スポットを利用した大規模な権利侵害の有無等の把握と対応の検討も必要かと思う。
- 事務局： 今後議論をいただく点であると思うが、例えば発信元がネットカフェであった時に発信を制限することなどについては、現実にはなかなか難しいと思う。

【事務局説明】

今後のスケジュールとして、テーマの再検討について説明。

- 事務局： 今年度の検討テーマについては、当初、Winny 等ファイル共有ソフトによる著作権侵害問題、インターネットにおける個人認証制度の2点を提示していたが、ファイル共有ソフト問題は非常に奥が深いため、4回程度で無理に終わらせるのではなく本年度を通して議論をして行きたいと考えている。
なお、インターネットにおける個人認証制度については、次年度以降のテーマとしたい。
- 今回の再整理で著作権侵害の現実の重みがよく理解できた。一番悪い著作権侵害者を捕まえることが基本の柱であることは共通の認識だと思うが、これに加えて官民が連携する組織で何ができるかについて次回以降議論を深めて行きたい。

(以上)